

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人寿の会
令和 4年 4月 1日施行

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿の会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員、評議員選任解任委員、第3者委員合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。但し、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の理事に対しては、報酬は支給しない（基本報酬は除く）。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 評議員選任解任委員および第3者委員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、別表第1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 評議員選任解任委員および第3者委員等の報酬は別表4とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 翌月25日支払い
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が理事会・評議員会等への会議に出席する場合、法人・施設業務のための出勤もしくは出張する場合は、旅費及び別表5に定める計算方法に基づいた交通費を支給する。但し、常勤の理事に対しては、職員の旅費交通費支給基準に準じ支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50円未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50円以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和3年11月1日より施行する。 (注)改正法附則第20条参照)

別表第1 (常勤理事の報酬)

(1) 理事長(専任)

理事長(基本報酬)・専任	(月額)	110,000円
通勤手当	(月額)	職員規定に準ずる
法人・施設業務のための出勤	(日額)	3,000円

(2) 理事長・業務執行理事(兼務)

理事長（基本報酬）・兼任	（月額）	50,000 円
業務執行理事（基本報酬）	（月額）	30,000 円

別表第2 （非常勤役員の報酬）

（1）業務執行理事

基本報酬	（月額）	10,000 円
理事会等会議への出席	（日額）	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	（日額）	3,000 円

（2）理事

基本報酬	（月額）	5,000 円
理事会等会議への出席	（日額）	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	（日額）	3,000 円

（3）監事

基本報酬	（月額）	5,000 円
理事会等会議への出席	（日額）	3,000 円
監事監査等への出席	（日額）	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	（日額）	3,000 円

別表第3 （評議員の報酬）

基本報酬	（月額）	無報酬
評議員会等会議への出席	（日額）	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	（日額）	3,000 円

別表第4 （評議員選任解任委員及び苦情解決第3者委員等の報酬）

基本報酬	（月額）	無報酬
委員会への出席	（日額）	3,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	（日額）	3,000 円

別表第5 （交通費の支給基準）

普通乗用車	$\text{km} \times 20 \text{ 円} + 200 \text{ 円}$	（日額）	
軽乗用車	$\text{km} \times 15 \text{ 円} + 150 \text{ 円}$	（日額）	
公共交通機関利用料			実費

※タクシーの使用にあたっては、原則として公共交通機関が利用できない時間帯
また、過重な荷物を持参している場合に支給できるものとする。